

よくあるご質問

●は変更・更新分

<支給対象となる休業期間について>

○ 休業要請と営業時間短縮要請の期間が5月7日以降も延長されましたが、延長後も休業等をしないと協力金は支払われないのですか？

→今回の協力金は5月6日までの休業等を確認することで交付しますが、休業要請等の期間が終了するまでの間については、引き続き休業等にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、5月7日以降の休業等に対する協力金の交付はございませんが、国の「持続化給付金」、「雇用調整助成金」などの支援制度をご活用いただくとともに、県として、それらの助成金等が手元に届くまでのつなぎ資金を想定した実質無利子、無担保、保証料ゼロの「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」を創設しましたので、ご利用ください。

<新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金>

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/kinkyukoguchi2.html>

<支給対象となる施設について>

○ 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

→休業要請と営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業（個人事業主を含む）等が、休業の要請等に全面的な協力を行った場合に支払われます。

なお、床面積1,000㎡超のみ休業要請対象になっている施設についても、緊急事態措置の期間である5月6日まで、より強力に休業要請に協力していただくため、関係者の皆様からの強い要望等を踏まえ、協力金の支給対象とします。

○ 中小企業等とは何を指しますか？

→中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象とします。また、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等も対象となります。

○ 本社は京都ですが、愛知県内に店舗があります。協力金の対象となりますか？

→県内に「事業所」があれば、対象です。

○ いつから開業している事業者が支給対象となりますか？

→愛知県緊急事態措置が実施された4月10日以前の営業実態が確認できれば対象となります。

営業実態は、確定申告書や開業届、売上帳簿、営業許可証、事業所の外観・内観写真などで総合的に確認します。

○ 営業休止要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

→愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyugyouousei.html>

をご覧ください。

○ 飲食店の場合、どのような場合に、協力金の対象となりますか？

→夜 22 時まで営業していた店舗が、酒類の提供を 19 時までとし、20 時までの営業に短縮するなど、朝 5 時から夜 20 時までの営業に短縮した場合に対象となります。営業を終日休業した場合も対象となります。

○ もともとの営業時間が、9時から17時までの喫茶店です。自分の飲食店も、営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象になりますか？

→支給対象にはなりません。

営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外で、協力金の支給対象外です。また、終日休業した場合も対象外です。

○ カラオケ喫茶など、明確に業種（カラオケボックス／喫茶店）を分類できない場合は、どうしたらよいですか？

→主な事業が、どの「種類」にあたるかによりご判断ください。

主な事業が、「カラオケボックス」であれば、休業要請の対象となります。

○ カラオケ喫茶を営業しています。感染防止の観点から、カラオケを辞めて、喫茶店として営業しようと思いますが、問題はないでしょうか？

→喫茶店の場合も、感染防止の観点から、20時以降の休業をお願いしています。もともと23時まで営業していたお店を20時までとするなど、営業時間の短縮に協力いただいた場合は、協力金の給付対象となります。

○ 昼は飲食店、夜はバーとして、業種を変えて営業している場合、どちらの業種で判断すればよいでしょうか？

→売り上げや、営業時間などから考えて、お店の主たる事業の「種類」で休業対象となるかをご判断ください。主な事業が、「飲食店」であれば、休業要請の対象ではありませんが、営業時間短縮要請の対象となります。

○ 「リラクゼーションマッサージ」「整体」（有資格者が治療を行わないもの）は、休業要請の対象になりますか？

→国家資格のない者が行う「整体」や「マッサージ」は、「商業施設」にあたり、1000㎡を超えるものは、休業要請の対象となります。また、1000㎡以下の施設については休業（営業自粛）の協力をお願いしており、休業された場合には、協力金の対象としております。

○ 複数の店舗を持つ事業者は、全店舗を休業しないといけませんか？

→休業要請の趣旨をご理解いただき、休業対象及び営業時間短縮となる全ての店舗の休業にご協力をお願いします。なお、店舗Aが休業対象、店舗Bが休業対象外の業種である場合、休業するのは店舗Aだけで構いません。

○ 休業要請の対象でない施設の事業者が自主的に休業した場合は協力金の対象となりますか？

→休業要請に応じていただいた方への協力金ですので、自主的な休業については支給対象となりません。

なお、「博物館等」・「大学・学習塾等」・「ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）」、「商業施設」については、休業（営業自粛）の協力をお願いしておりますので、休業された場合には、協力金の対象になります。

○ 休業要請の対象でない施設とはどの施設ですか？

社会福祉施設、医療施設、生活必需物資販売施設、住宅・宿泊施設、交通機関等、工場等、金融機関・官公庁等、その他（理髪店、美容院、駅売店等）を指します。

詳しくは、

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku2.html>

の「基本的に休止を要請しない施設」をご覧ください。

○ 生活必需物資販売施設とは、どのような施設をいいますか？

→衣食住に密接にかかわる物を販売している施設を指します。

○ 理髪店、美容院は協力金の対象となりますか？

→理髪店、美容院は休業要請の対象施設ではないため、協力金の支給対象外です。

※なお、理美容業界に対する休業協力金については、

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/ribiyokyugyokoryoku.html>

に掲載しております。

○ ショッピングモールにテナントとして入居していますが、要請に応じて休業した場合は対象となりますか？

→入居しているテナントが休業要請等の対象施設であって、要請に応じて休業等に協力いただいた場合は支給対象となります。

○ 学習塾は床面積の合計が 1,000 m²を超えるものが休業要請の対象ですが、1,000 m²以下の学習塾は協力金の対象となりますか？

→支給対象となります。

○ 夜間営業している飲食店が夜8時以降はテイクアウトサービスのみで切り替えて営業を継続した場合は、協力金の対象となりますか？

→支給対象となります。

○ 毎週月曜から水曜は午後8時まで、木曜から日曜は午後11時までの営業時間で居酒屋を営んでいます。営業時間を毎日午後8時までに短縮すれば、協力金の対象となりますか？

→支給対象となります。

○ そろばん教室やバレエ教室、体操教室等を200㎡の施設で行っています。協力金の対象になりますか？

→「大学・学習塾等」に該当するものは、床面積に関わらず支給対象となります。

○ サッカー教室は協力金の対象になりますか？

→屋外施設のみで行うスポーツ教室は対象外です。

○ 学習塾を営んでいます。今回の休業要請に合わせて対面型の授業からオンライン授業に切り替えました。協力金の対象になりますか？

→今回の休業要請に合わせて、要請対象の業態（対面型授業）から、要請対象外の業態（オンライン授業）に変更した場合、協力金の対象となります。

ただし、元々オンライン授業のみを行っていた場合は対象となりません。

○ キッチンカーでテイクアウトの飲食業を行っています。飲食店と同じように休業や時間短縮をした場合、協力金の対象となりますか？

→テイクアウトについては、休業要請の対象外のため、協力金の支給対象外です。

○ フランチャイズ経営を行っているオーナーは対象になりますか？

→経営している施設が休業要請の対象施設であれば、支給対象となります。

○ 宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？

→宴会場を停止しているため、支給対象となります。

○ 例年、GWに観光客を受け入れている旅館です。当館は、ゴールデンウィークの休業が要請されると聞きました。協力金の対象となりますか？

→ゴールデンウィーク中の休業対象となる「連休中の行楽を主目的とする宿泊に係る事業を行う旅館」にあたるため、4月26日から5月6日まで休業した場合は、協力金の対象となります。

○ 行楽目的で営業するホテルです。宴会場含めてこれまで営業してきましたが、4月26日から休業すれば、協力金の対象となりますか？

→対象となります。

○ 行楽目的ではないホテルを経営しています。宴会場を閉めています。客室も休業の対象となりますか？

→ 行楽目的ではないホテルの客室は休業要請の対象ではありません。宴会場を閉めていただければ、協力金の対象となります。なお、感染拡大防止に向けて、適切な感染防止対策を行ってください。

○ 旅館を営業しています。愛知県の要請に応じて、インターネットカフェ等の休業に伴う宿泊者の受け入れに協力しています。一般客の受け入れはしていませんが、協力金の対象にはなりませんか？

→ 連休中の行楽を主目的とした施設で、インターネットカフェ等の休業に伴う宿泊者の受け入れのみ行っているホテル・旅館は、連休期間の行楽を主とした宿泊を受け入れていないことから、協力金の対象となります。

<休業の期間について>

○ 全面的に（休業に）協力するとは、どういうことですか？

→休業協力の要請の全期間（4月17日から5月6日までの期間）、要請に応じて休業等を行っていただくことが基本です。ただし、4月17日は調整等を念頭に置いて、弾力的に対応することとし、営業の実績があっても対象とします。また、商業施設等の床面積の要件については、4月21日に解釈を統一したことから、期間は弾力的に対応することとします。少なくとも23日から休業をお願いします。

○ 県の緊急事態宣言に合わせ、4月14日から休業しています。この場合も、協力金の対象となりますか？

→なります。

○ 食事提供施設の夜8時までの営業とはどういう意味ですか？

→お客様に営業時間が夜8時までであることを伝え、8時までに退店するよう促して、閉店してください。

<協力金について>

○ 協力金は一律50万円支給されますか？

→一律50万円を支給する予定です。これは営業時間を短縮する場合も同様です。

○ 愛知県の協力金と国の持続化給付金（上限 中小企業等：200万円、個人事業者等：100万円）の両方に申請することはできますか？

→できます。

○ 総合スーパーのテナントとして営業しているお店です。この協力金とナゴヤ感染症対策協力金（複合商業施設等の休業方針により休業を余儀なくされたテナントに対する協力金）の両方に申請することはできますか？

→できません。ナゴヤ感染症対策協力金は、この協力金の交付対象とならない方が対象です。

○ 美容院とエステサロンを別店舗で営業しています。この場合、理美容業界に対する休業協力金とこの協力金と両方受け取れますか？

→理美容業界への協力金は、この協力金を受け取っていないことが条件となっています。よって、どちらかを選んで申請してください。

○ 宴会場のあるホテルが、宴会場とホテルの営業をどちらも休業した場合、協力金はそれぞれ50万円となるのでしょうか。

→ 1事業者一律50万円です。

● 協力金は課税対象となりますか？

→全国知事会を通じ、非課税とするよう要望しておりましたが、法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。

<申請について>

○ 申請の窓口はどこになりますか？

→法人の場合は本店所在地、個人の場合は確定申告書に記載の住所（別途事業所等を納税地指定している場合はその住所）の市町村が窓口となります。

なお、県外に本店所在地、住所地がある事業者は、県が窓口となります。

準備ができ次第、順次ホームページでご紹介していきます。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku1.html>

○ 直近の確定申告では、A市内の住所地を納税地として申告していましたが、その後、B市へ引っ越しました。この場合、どちらの市が窓口となりますか？

→申請日時点での正しい納税地であるB市に申請してください。

なお、申請書の本店所在地(住所)欄には、新たな納税地の住所を記載するとともに、税務署に「納税地の異動に関する届出書」を提出し、その控えを添付してください。

○ 協力金が支給されるまで、どのくらいかかりますか？

→非常に多くの申請をいただいております。審査を進めているところです。順次進めておりますので、ご了承願います。なお、対象となることが確認できたら、申請者の方へ通知するとともに、指定口座に協力金を振り込みます。